

県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 港湾区域の変更（港湾課） ..... 1
- 西原マリパークの区域を定める告示（港湾課） ..... 2
- 指定管理者の指定（港湾課） ..... 2

### 公 告

- 港湾区域の変更についての公告の廃止（港湾課） ..... 2

## 告 示

### 沖縄県告示第284号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第4条第4項の規定により、普天間港港湾区域の変更について認可を受けたので、その区域を次のとおり変更する。

平成19年4月1日

多良間港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 港湾名 普天間港
- 2 港湾区域

#### (1) 変更前

川原三角点（13.90メートル）（北緯24度39分59秒144、東経124度42分56秒698）から141度18分30秒1,450メートルの地点から139度48分38秒2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から229度48分38秒2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から319度48分38秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

#### (2) 変更後

##### 普天間地区

四等三角点美（7）川原（標高13.85メートル）（北緯24度40分4秒9402東経124度43分7秒9141）から141度18分30秒1,450メートルの地点から139度48分38秒2,000メートルの地点まで引いた線、同地点から229度48分38秒2,200メートルの地点まで引いた線、同地点から319度48分38秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

##### 前泊地区

四等三角点美（3）遠見台（標高34.16メートル）（北緯24度40分18秒8419東経124度41分47秒8510）から43度30分1,950メートルの地点まで引いた線、同地点から107度30分1,010メートルの地点まで引いた線、同地点から224度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）により指定された前泊漁港の区域を除く。

- 3 認可年月日 平成19年1月25日

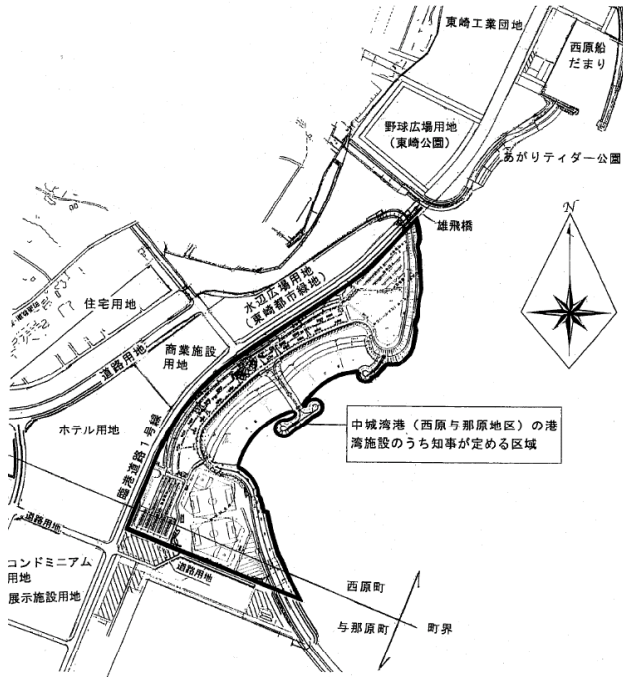
沖縄県告示第285号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第2条第5号の規定により、知事が定める区域を別図に示すとおり定める。

平成19年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

別図



沖縄県告示第286号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第16条の規定により、西原マリパークの指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年4月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 西原町 西原町字嘉手苺112番地
- 2 指定の期間 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで

公 告

昭和61年5月13日付け公報第1446号掲載の普天間港に係る港湾区域の変更についての公告及び前泊港に係る港湾区域の変更についての公告は、廃止する。

平成19年4月1日

港湾管理者の長

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

|   |   |
|---|---|
| 発行所<br>沖縄県総務部<br>総務私学課<br>電話番号 098-866-2074 | 印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室）<br>〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階<br>販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503<br>那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F<br>購読料 1部1箇月1,800円 |
|---|---|